

「鳥獣被害防止対策の総合的な対策を行うモデル集落」

の実証成果集



はじめに

本県における農作物等被害は、平成26年度をピークに高止まりの状況にあり、原子力災害の影響等もあって有害鳥獣の生息域が拡大傾向にあることから、鳥獣被害防止対策は喫緊の課題となっています。

鳥獣被害防止対策を効果的かつ効率的に進めるためには、地域ぐるみでやぶの刈り払いや管理されていない放任果樹を伐採するなどの「生息環境管理」、追い払いや侵入防止柵を設置するなどの「被害防除」、農作物等に被害を及ぼす個体を駆除する「有害捕獲」に総合的に取り組むことが重要です。

そこで、県では、市町村と連携して、「鳥獣被害防止対策の総合的な対策を行うモデル集落」を設置し、住民の方々が集落ぐるみで農作物等の被害低減に不可欠な生息環境管理、被害防除、有害捕獲の各種対策に総合的に取り組み、その効果を実証するとともに、実証成果の普及に努めてまいりました。

このたび、その活動成果を実証成果集として取りまとめましたので、今後の鳥獣被害防止対策の参考として活用いただければ幸いです。

令和3年8月
福島県環境保全農業課

【 目 次 】

鳥獣被害防止対策の総合的な対策を行うモデル集落 成果一覧	2
山間に点在する水田のイノシシ被害防止対策 (県北農林事務所安達農業普及所)	3
地域住民による電気柵の管理体制を構築した被害防止対策 (県中農林事務所農業振興普及部)	4
中山間地域等直接支払交付金を活用したイノシシの被害防止対策 (県南農林事務所農業振興普及部)	5
多面的機能支払交付金を活用した鳥獣被害防止対策 (会津農林事務所農業振興普及部)	6
山間高冷地における集落みんなの力で行う鳥獣被害防止対策 (南会津農林事務所農業振興普及部)	7
震災によるほ場整備を契機とした営農再開に向けた鳥獣被害防止対策 (相双農林事務所農業振興普及部)	8
復興組合を核とした原発事故からの営農再開に向けた鳥獣被害防止対策 (相双農林事務所双葉農業普及所)	9
中山間地域における担い手を中心とした鳥獣被害防止対策 (いわき農林事務所農業振興普及部)	10

〔鳥獣被害防止対策の総合的な対策を行うモデル集落 成果一覧〕

福島県における鳥獣による農作物の被害額は、平成26年度をピークに高止まりの状況が続いている。県は、平成28年度から「住民が主体的に地域ぐるみで行う総合的な対策の実証」を展開し、地域の実情に応じた被害防止対策の普及拡大に取り組んだ。

会津地方

④多面的機能支払交付金を活用した鳥獣被害防止対策(令和元年度～)会津若松市



集落環境診断

県北地方

①山間に点在する水田のイノシシ被害防止対策(平成28年度～令和元年度)二本松市



電気柵適正管理研修会

相双地方

⑥震災によるほ場整備を契機とした営農再開に向けた鳥獣被害防止対策(平成30年度～令和元年度)南相馬市



集落環境診断

⑦復興組合を核とした原発事故からの営農再開に向けた鳥獣被害防止対策(平成29年度～平成30年度)楡葉町



電気柵共同設置

南会津地方

⑤山間高冷地における集落みんなの力で行う鳥獣被害防止対策(平成28年度～平成29年度)南会津町



草刈りの共同作業



県中地方

②地域住民による電気柵の管理体制を構築した被害防止対策(平成30年度～令和元年度)郡山市



鳥獣被害防止対策学習会

いわき地方

⑧中山間地域における担い手を中心とした鳥獣被害防止対策(平成30年度～令和元年度)いわき市



イノシシ対策の検討

県南地方

③中山間地域等直接支払交付金を活用したイノシシの被害防止対策(平成30年度～令和元年度)矢祭町



竹やぶの刈り払い



山間に点在する水田のイノシシ被害防止対策

県北農林事務所安達農業普及所

1 取組の背景・概要

(1) 集落(地域)の現状と課題

- 対象集落 二本松市杉四集落 (農家10戸、水田10ha、畑地8ha)
- 現状 耕作者の高齢化や減少による耕作放棄地の増加に伴い、イノシシによる水稲被害が増加。
- 課題 山に挟まれた低地に水田が点在する複雑な地形であり、イノシシがあらゆる方向から出没する状況であった。

(2) 取組の概要

- 集落環境診断の実施(平成28年度)
- 耕作水田全てに電気柵の通年設置を誘導(平成28~30年度、計7.8ha)。
- 耕作者が協力して、電気柵管理及び農地周辺の刈払い等を徹底するよう指導(平成28~令和元年度)。
- 電気柵適正管理研修会等を通じた、正しい電気柵の設置・管理方法の指導(平成28~令和元年度)。
- 集落住民3名が狩猟免許を取得して鳥獣被害防止実施隊員となり、地域住民と実施隊が協力して、イノシシ捕獲を推進(平成28~令和元年度)。
- 集落アンケートによる住民の意向調査(平成29~令和元年度)。

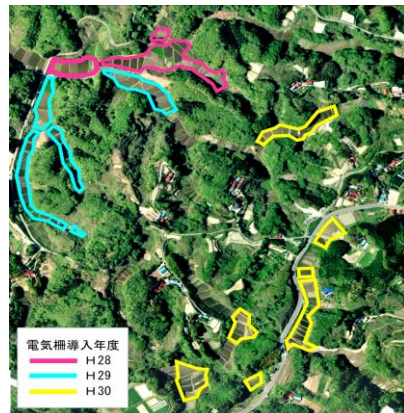


図1 集落における電気柵導入状況

2 取組の成果

(1) 成果

- モデル集落設置前(平成27年)は、水稲の倒伏や食害などが見られた(全被害面積は達観で約70a)が、設置2年目(平成29年)以降は、水稲の被害が無くなった。

(2) 残された課題と今後の対応

- 当該集落のような条件不利地域では、鳥獣被害防止対策だけでは耕作放棄地の拡大を止められないため、担い手の確保を中心とした総合的な対策が必要。
- 鳥獣被害防止対策に必要な集落の体制は確立されているが、リーダーに負担が集中する等の課題があるため、体制の維持に関するサポートを継続する。

(3) 成果が得られた要因

- 中山間地域等直接支払事業の事務局担当者(現在は集落代表者)がリーダーとなり、集落が一致団結して、イノシシ被害防止対策に取り組んだ。
- 電気柵は見よう見まねでなく、正しい設置・管理方法を学習し、実践したことで、効果が向上した。
- イノシシの出没情報は直ちに実施隊員に伝えられ、出没地周辺における捕獲活動が速やかに行われた。
- 電気柵の管理や農地周辺の整備を徹底することでイノシシの移動経路が制限され、くくりワナによる捕獲効率が向上した。



図2 他集落も交えた電気柵適正管理研修会



図3 雑草管理等が徹底されている集落の水田や電気柵の周辺

3 集落代表者及び市町村の意見等

○集落代表者の意見

電気柵の導入直後はイノシシの侵入を許した場所もあったが、県等からの指導の下、エラーの補修や下草刈り、電圧チェック等を徹底した結果、電気柵内への侵入が無くなった。加えて、環境整備や捕獲との相乗効果により、近年はイノシシの出没自体が大きく減少したことを実感している。

○市町村の意見

農地を鳥獣被害から守るという意識を集落で共有し、集落が主体となって環境整備、電気柵の管理、及び捕獲等の対策をバランス良く実践したことが、被害防止に大きく寄与したと考えている。

地域住民による電気柵の管理体制を構築した被害防止対策

県中農林事務所農業振興普及部

1 取組の背景・概要

(1) 集落(地域)の現状と課題

○対象集落 郡山市湖南町三代地区

○現状

世帯数141世帯、人口369人、農家戸数42戸である。地区内では、約20haの耕地で水稲作を中心にソバ等の雑穀や野菜類が生産されている。以前から発生しているツキノワグマの被害に加え、イノシシによる水稲被害も近年深刻になっている。

○課題

- ・地域住民の鳥獣被害対策に対する意識は低く、知識も乏しいことから、正しい知識を身につけるとともに意識の向上を図る必要があった。
- ・地区内における鳥獣被害対策の体制が不十分であることから、対策リーダーの育成、地域住民による電気柵の管理体制の構築を行う必要があった。



写真1 電気柵設置の事前説明会

(2) 取組の概要

- ・学習会による鳥獣被害防止対策の基礎知識習得(平成30年度～令和元年度)
- ・集落環境診断による現状把握及び活動目標の決定、活動内容の改善(平成30年度～令和元年度)
- ・電気柵設置、維持管理と管理作業の技術支援(平成30年度～令和元年度)
- ・アンケート調査による対策意識の変化及び活動効果の把握(平成30年度～令和元年度)
- ・隣接地区代表者との共同作業や実践チラシ配布による隣接地域への取組活動波及(令和元年度)

2 取組の成果

(1) 成果

- ・学習会や説明会に多くの住民が参加し、鳥獣被害対策に対する知識の獲得、意識の向上を図れた。(説明会参加人数:約60人)
- ・地区内で約5人1組ずつの班体制を構築し、班長を中心に電気柵の管理等を行うことで、自立した対策を行えるようになった。
- ・農作物被害面積が約70%減少した。
(平成28年度:6.37ha → 令和元年度:1.92ha)
- ・電気柵が鳥獣被害対策に有効であることを実感できた。
(効果があることを実感できた割合:平成30年度:67% → 令和元年度:92%)



写真2 鳥獣被害防止対策学習会

(2) 残された課題と今後の対応

- 地区内では高齢者が多いことから、班体制による電気柵管理作業が困難になっていくことが想定される。そのため、基本的には班員各自が管理を行うが、管理作業への参加が難しい高齢者の対応について、高齢者の意向も聞きながら、班としてどう対応していくべきか、定期的な話し合いが今後も必要である。

(3) 成果が得られた要因

- 鳥獣被害防止対策が地域の様々な組織の話し合いの場に議題としてあがることで、地域共通の認識となり、早い展開を可能とした。
- 地区の中に自主的な対策活動の中心となるリーダーを育成することで、県の指導事項等の迅速な伝達・実行を行うことができた。

3 集落代表者及び市町村の意見等

○集落代表者の意見

モデル集落事業によって、鳥獣被害が減少したことにより、電気柵の効果を実感することができた。今後、電気柵の維持管理作業に課題はあるが、将来的な地域ぐるみで行う自信につながった。

○市町村の意見

今回のモデル集落での取り組みが、郡山市西部地区の良いモデルとなった。これらの取り組みを他地区や、今後の郡山市東部地区での鳥獣被害防止対策の参考としていきたい。

中山間地域等直接支払交付金を活用した イノシシの被害防止対策

県南農林事務所農業振興普及部

1 取組の背景・概要

(1) 集落の現状と課題

○対象集落 矢祭町日渡地区

- ・戸数24戸
- ・農地面積7.3ha（共同電気柵内）
- ・南北を山林に囲まれた平坦地域
- ・小田川が東西に流れている
- ・営農の中心は稲作

○現状

- ・主な加害獣種は**イノシシ**
- ・水田畦畔や畑の掘り起こし、水稲の踏み倒しが発生
- ・電気柵管理は**60代～70代が中心**

○課題

- ・共同設置した電気柵の**適切な維持管理**
- ・管理作業の**省力化**
- ・周辺環境の整備

(2) 取組の概要

- ・除草剤の活用による**草刈り作業の省力化**（平成30年度）
- ・ほ場周辺の藪の刈払い（平成30年度）
- ・センサーカメラによるイノシシ出没状況の把握（平成30年度～令和元年度）
- ・電気柵の適正管理（令和元年度）
- ・**集落環境診断の実施**と電気柵の不備（電線の隙間や断線）の改善（令和元年度）



図1 日渡地区電気柵設置状況

2 取組の成果

(1) 成果

- 除草剤使用で除草作業時間短縮
 - ・120分→**60分**（8人体制での作業）
- 電気柵の不備改善によるイノシシ出没・侵入回数減少
 - ・センサーカメラでの出没確認回数 **2回→0回**
 - ・電気柵内への侵入回数 **3回→0回**

(2) 残された課題と今後の対応

- ・鳥獣被害防止対策の継続性
 - 高齢化に伴い、現状の対策が難しくなった場合は、地区の現状に合わせて対策を再検討する



図2 集落環境診断の結果（集落北側の一部を抜粋）

(3) 成果が得られた要因

- イノシシに対する正しい知識と対策方法を住民が理解した→より効果的な対策を住民自らが実施
- 住民が同じ意識をもって対策に取り組んだ**→共同作業の計画的な実施
- 集落内で電気柵の管理体制が整備された→定期的な管理・補修作業の実施・継続
- 中山間地域等直接支払制度を活用して管理作業の日当を拠出**→草刈り作業等の負担感が減少

3 集落代表者及び市町村の意見等

○集落代表者の意見

- ・電気柵を設置したことで、「せっかく設置したなら、しっかり管理しよう」と、周辺環境も整備する意識が醸成された。

○市町村の意見

- ・設置当初は電気柵設置の不備が目立ったものの、集落住民が改善案を柔軟に受け入れ、実行されたことで徐々に被害防止効果が高まった。
- ・現在はモデル集落の被害防止効果が町内に波及し、町内各所で電気柵の広域設置が進んでいる。

多面的機能支払交付金を活用した鳥獣被害防止対策

会津農林事務所農業振興普及部

1 取組の背景・概要

(1) 集落(地域)の現状と課題

○対象集落 会津若松市湊町赤井集落

○現状

- ・戸数:67戸、農地面積:水稲113ha・ソバ35ha・大豆24ha
- ・赤井集落は猪苗代湖畔地域にあり、主に水稲が作付されている。
- ・近年、集落西側の農地で**イノシシの出没**が多くなり、水田畦畔やほ場の掘り起こし等の被害を受けるようになった。
- ・いくつかの農家は個別に電気柵の設置等で対策をとってきたが、個人での対策には限界があり、被害減少には至らなかった。

○課題

- ・個人での対策から集落ぐるみの対策にするため、実施体制の整備が必要であった。
- ・ほ場が広範囲に渡るため、対策実施箇所の絞り込みが必要であった。

(2) 取組の概要(令和元年度)

○**集落環境診断**の実施

集落周辺の環境の状況確認と課題の整理、診断結果を基にした対策の検討を行った。

○電気柵の設置及び管理状況の確認

ほ場の山際を囲むように電気柵を設置した。県は市や**専門家と連携**して設置方法について指導した。また、センサーカメラにより鳥獣の出没状況と電気柵の設置効果の確認を行い、集落に情報提供した。

○実績検討会の開催

中間及び年度末に実績検討会を開催し、取組経過や被害状況を振り返り、今後の対策について検討した。



写真1 集落環境診断

2 取組の成果

(1) 成果

○管理体制の整備

・多面的機能支払交付金の取組組織の役員が、電気柵の点検や草刈りを定期的実施している。

○集落ぐるみの取組への意識の醸成

・実績検討会では、これまで対策に携わらなかった**一般住民も参加**し、集落ぐるみで対策を実施する意識が向上した。

(2) 残された課題と今後の対応

○侵入防止対策の強化

・電気柵の端や用水路からイノシシの侵入が確認されたため、電気柵の延長やワイヤーメッシュ柵の設置により対策を強化する。

(3) 成果が得られた要因

○集落のまとまり

・赤井集落は**多面的機能支払交付金の取組組織の役員を中心に集落のまとまりがよく**、集落ぐるみの積極的に対策が実施された。



写真2 電気柵の設置

3 集落代表者及び市町村の意見等

○集落代表者の意見

集落ぐるみの対策による効果を実感し、今後も継続して対策を実施することに集落全体が意欲を示している。

○市町村の意見

集落ぐるみの対策は効果的であることから、他地域でも本事例を参考に事業活用等により取組を支援していきたい。

山間高冷地における集落みんなの力でやる鳥獣被害防止対策

南会津農林事務所農業振興普及部

1 取組の背景・概要

(1) 集落(地域)の現状と課題

○対象集落 南会津町中荒井集落

○現状

集落は町中心部より南4kmほどに位置し西側の阿賀川と東側の山に挟まれている。農地面積は99haで、ニホンザル・ニホンジカ・イノシシによる水稻・野菜類・果樹の被害が発生している。

○課題

平成26年頃からニホンジカやイノシシによる農作物被害が集落のほぼ全域で見られていたが、個人での対応には限界があり、農業者の生産意欲が大きく減退していた。

(2) 取組の概要

・センサーカメラの設置による加害鳥獣調査や、電気柵の適正設置指導、集落研修会等を実施し、集落ぐるみの活動における鳥獣被害対策技術の向上を図った。(平成28年度～平成29年度)

・野生動物が出没しにくい環境への整備のため里山林整備事業等の活用を助言し、集落は2年間で緩衝帯整備を計7ha実施した。(平成28年度～平成29年度)



写真 電気柵設置作業

2 取組の成果

(1) 成果

○鳥獣被害防止対策活動の定着と被害拡大防止

- ・集落住民による電気柵の管理体制が構築された。
- ・農作物被害額が取組当初の平成26年度約50万円から平成30年度には約32万円に減少、特に柵設置や緩衝帯整備等に取り組んだエリア42haは、平成30年に被害が皆無となった。

○地域農業の活性化

- ・平成27～30年の4年間に約5.3haの耕作放棄地を解消、地元の農業法人に提供しそばの作付けが開始された。

○活動に対する各種受賞

- ・「豊かなむらづくり顕彰事業」にて「県知事賞・福島民友新聞社社長賞」、「福島県多面的機能支払交付金優良活動表彰」にて「最優秀賞」、「鳥獣被害対策優良活動表彰」にて「農林水産大臣賞」など多くの賞を受賞し、集落のみならず町内の活動を盛り上げている。

(2) 残された課題と今後の対応

○今後は更なる高齢化や労力不足が懸念されるため、ワイヤーメッシュ柵を活用しながら対策を行っていく。また、電気柵未設置地区にセンサーカメラを設置し、鳥獣の動態調査を行っていく。

(3) 成果が得られた要因

○区長をリーダーとして農業者だけでなく、集落住民全員で体制を構築し、鳥獣被害対策に取り組んだこと。

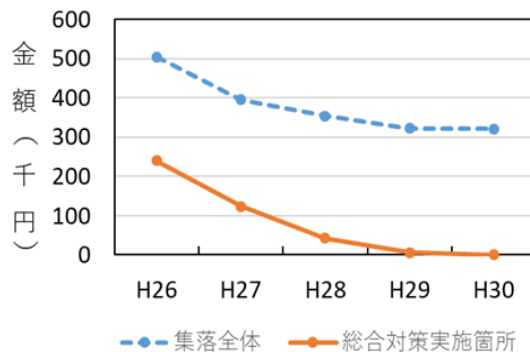


図 中荒井集落の鳥獣による農作物被害額推移

3 集落代表者及び市町村の意見等

○集落代表者の意見

鳥獣被害を生産者個人の問題ではなく、地域の問題として捉え、今後も対策活動を集落として継続していきたい。

○市町村の意見

中荒井区の取組は、南会津町内における集落ぐるみの鳥獣被害防止対策の先駆けであり、対策導入の経緯や運用方法を優良事例として他集落へ紹介しており、集落ぐるみの対策普及に大きく寄与している。

震災によるほ場整備を契機とした営農再開に向けた 鳥獣被害防止対策

相双農林事務所農業振興普及部

1 取組の背景・概要

(1) 集落(地域)の現状と課題

○対象集落 南相馬市鹿島区榎原集落(世帯数35戸、農地面積約3.6ha)

○現状

南相馬市榎原集落は、中山間地域に位置する集落である。**震災以降は1戸が水稻を作付け**しているほかは、**保全管理**を行っている。現在、ほ場整備事業の計画を作成しており、**整備後は水稻による営農再開**を予定。

○課題

榎原地区では、震災以前から**イノシシやニホンザル**による農作物被害が発生。震災後は、地元猟友会員の減少による捕獲圧の低下や、住民の避難による放任果樹の増加により野生鳥獣が増加し、被害防止対策を強化する必要があった。



写真1 放任果樹に集まるニホンザル

(2) 取組の概要

○集落環境診断の実施(平成30年度)

○集落環境整備実施支援(令和元年度)

○センサーカメラの設置(平成30年度～令和元年度)

○被害対策に係るアンケートの実施(平成30年度)

○集落環境整備計画作成支援(平成30年度)

○ニホンザル被害対策研修会の開催(平成30年度)

○ニホンザル追い払い体制整備支援(令和元年度)

2 取組の成果

(1) 成果

○住民主体の鳥獣被害防止対策の体制構築

・ニホンザルの生態や効果的な追い払いの方法について住民の理解が深まり、**住民主体で環境整備**が実施されたほか、**花火を用いたサル追い払い**が日常的に行われるようになった。

・中山間地域等直接支払制度の集落協定を中心とした組織的な鳥獣被害防止対策体制が構築された。

○緩衝帯設置によるイノシシ・サルの出没回数減少(センサーカメラ撮影)

・設置前:イノシシ20頭、サル13頭 → 設置2週間後:イノシシ9頭、サル5頭

(2) 残された課題と今後の対応

○残された課題

・組織的な鳥獣被害防止対策の継続

・有害鳥獣の農地への侵入防止

○今後の対応

・中山間地域等直接支払制度の集落協定による鳥獣被害防止対策の実施支援

・電気柵設置研修の開催

(3) 成果が得られた要因

集落環境診断や座談会等、住民同士が鳥獣被害の解決に向けた方策を話し合う機会を作ったことにより、**住民が主体となって組織的に対策**に臨む意識醸成ができたことによる。



写真2 集落環境診断



写真3 集落座談会

3 集落代表者及び市町村の意見等

○集落代表者の意見

取り組みによって住民に鳥獣被害防止対策の必要性が理解され、住民が主体となって対策に取り組める体制ができた。営農再開後は新たな課題が出てくる可能性があるため、改めて対策を立てる必要がある。

○市町村の意見

座談会で集まる機会が増え、地域コミュニティの場となり、被害箇所などを集落内で情報共有することができた。今後は、継続的に支援を続けるとともに、地元猟友会との連携を図る必要がある。

復興組合を核とした原発事故からの営農再開に向けた 鳥獣被害防止対策

相双農林事務所双葉農業普及所

1 取組の背景・概要

(1) 集落(地域)の現状と課題

○対象集落 檜葉町上繁岡集落

○現状

檜葉町上繁岡集落は、檜葉町の北東部に位置し、地形は平坦で基盤整備も完了しており、震災前より水稻を基幹作物とした地域で、農地面積は約113haである。

平成28年より、地域農業者6人で組織された上繁岡水田復興会を中心に、水稻による営農が再開され、平成28年4.5ha、平成29年約6.0ha、平成30年は約8.0haと営農再開ほ場が年々拡大している。

○課題

震災前から、檜葉町内でイノシシ等による被害はあったが、被害面積は少なく、対象地区においても目立った被害はなかった。震災後、ほ場周辺ではイノシシによる掘り起こしや痕跡が頻繁に見られており、町が箱わなによる捕獲を行っているが、捕獲頭数は震災以降増加傾向にあった。

(2) 取組の概要

○集落住民に対する基礎的な鳥獣被害防止対策を指導、取組内容の周知活動(平成29年～平成30年)

○集落環境診断の実施(平成29年～平成30年) ○センサーカメラ設置(平成29年～平成30年)

○電気柵の共同設置と共同管理指導(平成29年～平成30年)

○被害対策に係るアンケートの実施(平成29年～平成30年)



図1 集落住民への啓発資料

2 取組の成果

(1) 成果

○地域住民への説明と集落環境診断の実施により、イノシシ対策の必要性や出没状況及び侵入ルート、対策の重要性の理解が集落内で進み、ある程度決まった場所に出没していることも理解された。

○復興会では、4カ所ある電気柵の管理を担当制で行った。電気柵設置後の除草作業を8月の上旬と下旬に2回実施したところ、十分な電圧を維持することができ、適正に電気柵を管理することができた。

(2) 残された課題と今後の対応

○帰還していない住宅の道路からイノシシが出没するなど、集落内への侵入ルートを防ぐのは平成30年度現在では困難であると思われた。

○平成31年度以降、上繁岡地区では水稻の作付面積が増加しているため、本年度の成果を踏まえ集落内の多くの水田で適切な電気柵の設置と共同管理に取り組むことが必要である。

(3) 成果が得られた要因

○上繁岡水田復興会が、営農再開という大きな目的に向かった組織であったため、阻害要因となる鳥獣被害防止対策においても中心的な役割を果たした。



図2 集落環境診断



写真 電気柵共同設置

3 集落代表者及び市町村の意見等

○集落代表者の意見

上繁岡水田復興会の活動の中で、効果的にイノシシ対策に取り組むことができた。

○市町村の意見

帰還者も徐々に増え、稲作や畑作の営農再開が進んでいる。捕獲隊による捕獲活動や電気柵の助成を行うなどの施策を展開し、引き続きイノシシを中心とした鳥獣被害防止対策をとっていく。

中山間地域における担い手を中心とした鳥獣被害防止対策

いわき農林事務所農業振興普及部

1 取組の背景・概要

(1) 集落(地域)の現状と課題

○対象集落 いわき市遠野町上根本白坂地区

○現状

- ・集落の場所: いわき市の南西部、阿武隈高地に位置する中山間地域
- ・農用地面積: 10ha、農家7戸(兼業農家6戸、専業農家1戸)
- ・集落の鳥獣被害状況: 水田を中心にイノシシによる食害及び畦畔掘削
- ・畦畔除草等の共同活動はあるが、鳥獣被害防止対策は取組なし

○課題

- ・イノシシの侵入経路が不明で、効果的な侵入防止対策の取組が困難
- ・電気柵の維持管理は集落内の一部の生産者以外の協力を得ることが難しいことから、作業負担の軽減が課題となっていた。

(2) 取組の概要

- ・集落環境診断の実施(平成30年度～令和元年度)
- ・センサーカメラによるイノシシ出没状況調査(平成30年度～令和元年度)
- ・被害ほ場への電気柵の試験設置(平成30年度～令和元年度)
- ・勉強会開催による住民の対策技術の習得・意識の向上(平成30年度～令和元年度)

イノシシの食害により
収量ゼロ
(平成29年
度)



図1 モデル集落ほ場図(青)



写真1 集落環境診断後に今後のイノシシ対策を検討(平成30年度)

2 取組の成果

(1) 成果

- ・イノシシ被害面積が減少した。
平成29年度: 13a→平成30年度、令和元年度: **ほぼなし**
- ・電気柵の共同設置が開始された。
- ・出没状況調査結果を基に、リスクの高いほ場から対策を進める方針を決定した。

(2) 残された課題と今後の対応

- ・侵入防止柵の維持管理作業の省力化に向け、ワイヤーメッシュ柵の試験設置を行い、コスト及び作業時間について電気柵と比較する。
- ・ほ場ごとの対策を地図化し、集落内で共通認識を図る。
- ・大規模稲作経営体の農作業体系に合わせた、柵設置及び維持管理の年間スケジュールを作成する。

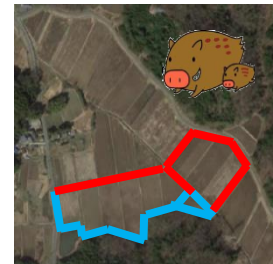
(3) 成果が得られた要因

- ・イノシシ被害発生初期に**電気柵の設置**を行うことで、被害の拡大を抑えることができた。
- ・**専門家による適切な指導**により、鳥獣被害対策の基本的な知識の習得及び意識の向上を図ることが出来た。



電気柵設置以降、イノシシ被害はなし

写真2 設置した電気柵(平成30年度)



集落北部の山林からイノシシが侵入

— 平成30年設置
電気柵
— 令和元年設置
電気柵

図2 電気柵の設置状況

3 集落代表者及び市町村の意見等

○集落代表者の意見

維持管理の作業負担が大きい場所や、山際等の電気柵が破損しやすい場所など、部分的にワイヤーメッシュ柵を設置するとともに、管理しやすい場所や人の通る場所では電気柵を設置するなど、使い分けをしていけば、より効率的にイノシシ被害を防ぐことが出来ると考えている。

○市町村の意見

これまでいわき市としては、主に電気柵の導入を支援してきたが、維持管理の作業負担などに課題があることは把握している。そのため、ワイヤーメッシュ柵の試験設置の結果を参考にしながら、対策を検討したい。